

# 資本金性ローン活用ガイド

～ベンチャー企業の皆様へ～

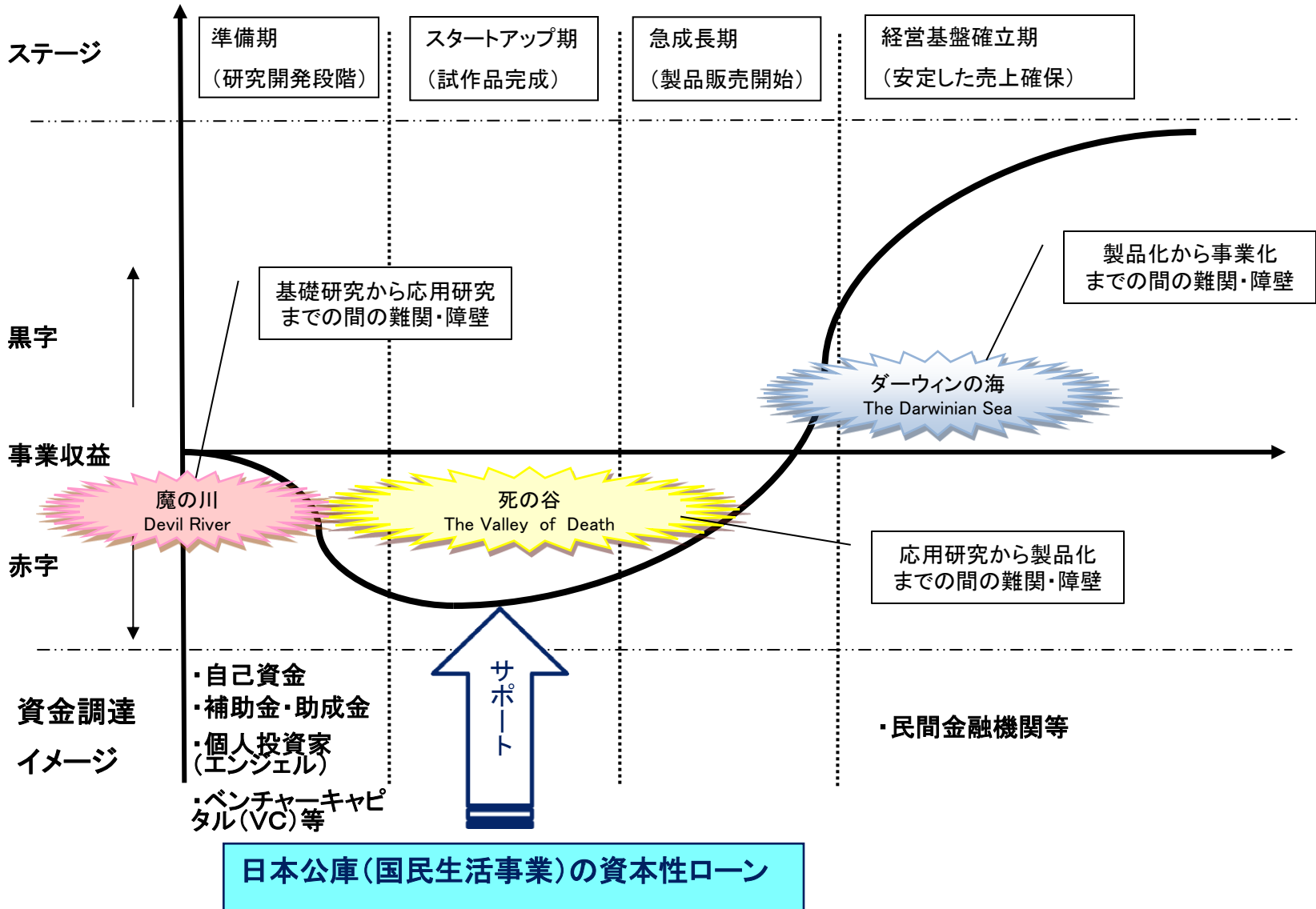
平成29年4月



**日本政策金融公庫**

国民生活事業

# 1 ベンチャー企業に対する資金支援イメージ



## 2 資本性ローンの概要(国民生活事業)

### 資本性ローン(挑戦支援資本強化特例制度)の概要

ご利用いただける方	次のいずれかに該当する方 ○ 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方 ・ 特許権、商標権などの知的財産権を利用して事業を行う方 ・ 国などから技術開発にかかる補助金の交付決定を受けて事業を行う方 ・ 研究開発者が2人以上かつ常勤の役員および従業員の10%以上を占める方(法人設立後2年未満の株式会社に限る) ・ 試験研究費等が、売上高の5%超を占める方(法人設立後5年以上10年未満の株式会社に限る) など ○ 公的ファンド(注)から出資を受けた創業者の方(創業後7年以内) ○ 事業に新規性および成長性がみられる方 ○ 「経営革新計画」などの法認定を受けた方 ○ 経営多角化・事業転換を図る方 ○ 海外直接投資を行う方 など
融資限度額	4,000万円(「事業承継・集約・活性化支援資金」をご利用の方は別枠4,000万円)
ご返済期間	5年1ヵ月以上15年以内
利率	毎年の業績に応じた利率
担保・保証人	無担保・無保証人
金融検査上の取扱い	金融機関の資産査定において自己資本とみなすことができる。

(注)独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合(以下、本資料において同じ。)

### 3 資本金性ローンのメリット

#### 資本金性ローン活用のメリット

- 疑似的な自己資本の強化による信用力の向上が可能です。
- 株式ではないため既存株主（VC等）の持株比率を低下させることなく、資本金性資金の導入が可能です。
- 元金は期限一括返済（利息は毎月払）であり、資金繰りが安定します。
- 業績に連動した利率を採用しており、業績悪化時には利息負担が軽減されます。好業績時でも、資本金性資金でありながら、配当ではなく利息支払（損金）のため、実質的な資金負担が軽減されます。

## 4 資本性ローンの詳細(国民生活事業)

### (1)ご利用いただける方

次表に掲げる融資制度をご利用いただける方が対象者となる、横断的な制度です。

融資制度	ご利用いただける方
ア 新企業育成貸付	
(ア)新規開業資金	a 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方 b 公的ファンドから出資を受けた方 c 事業に新規性および成長性がみられる方
(イ)女性、若者／シニア起業家資金	技術・ノウハウ等に新規性がみられる方
(ウ)再挑戦支援資金	技術・ノウハウ等に新規性がみられる方
(エ)新事業活動促進資金	当該資金のすべての利用対象者
(オ)中小企業経営力強化資金	新規性が認められる新製品・新サービスの開発等を行う方
イ 食品貸付	技術・ノウハウ等に新規性がみられる方
ウ 普通貸付	前イの対象者にかかる運転資金に限ります。
エ 企業活力強化貸付	
(ア)海外展開・事業再編資金	海外直接投資(転貸資金を除く。)にかかる資金に限ります。
(イ)事業承継・集約・活性化支援資金	当該資金のすべての利用対象者
オ 企業再生貸付(企業再建資金)	当該資金のすべての利用対象者

## (2) 利率

利率は、直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。

売上高減価償却前 経常利益率	ご返済期間			
	5年1ヵ月以上 7年以内	7年超 9年以内	9年超 12年以内	12年超 15年以内
5%超	5.15%	5.50%	5.80%	6.05%
0%以上5%以下	3.05%	3.20%	3.35%	3.50%
0%未満	0.90%	0.90%	0.90%	0.90%

## (3) 期限一括返済

最終回の一括払いとなり、それまでの間は、利息のみの支払となります。そのため、他の制度と比べ、月々の資金繰り負担が軽減されます。

## (4) 劣後特約

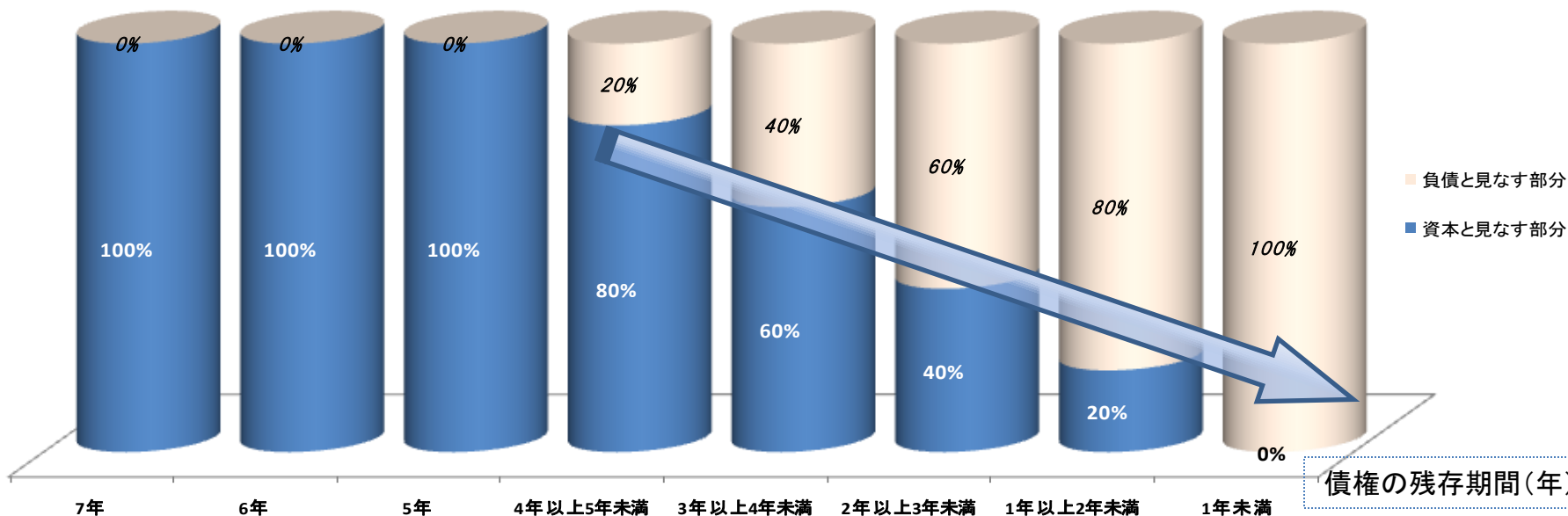
劣後特約(法的倒産となった場合、本制度を適用した債務の償還順位は他のすべての債務に劣後する特約)を締結させていただきます(他の金融機関にとってのメリットです。)

## (5) 疑似出資

本制度を適用した債務は、**金融検査上、自己資本とみなすことができます**。これにより、過少資本を解消し、格付けが上位遷移する可能性があります。自己資本としてみなせる割合は次のとおりです。

償還期限まで5年以上有する債務については残高の100%をみなし自己資本とし、残存期間が5年未満となった債務については、1年ごとに20%ずつ、みなし自己資本の割合が逡減します。

資本とみなせる割合



## **(6)ご融資後の経営状況の報告**

本制度を適用する案件は、完済までの間、四半期ごとの経営状況の報告等を含む特約を締結していただきます。

## **(7)ご融資の借り換え**

本制度を適用したお借入をもって、他の既往借入を借り換えすることはできません。

また、他の融資制度で本制度を適用した借入を借り換えすることもできません。

## **(8)期限前弁済の取扱**

本制度を適用した場合、原則として期限前返済はできません。



## 5 資本性ローンの利用事例

### 資本性ローンの利用事例

- 事例1: ベンチャーキャピタル(VC)から資金調達をしたが、事業化に至るまで少額の運転資金が必要となった。少額だとVCから調達しにくいので、日本公庫から資金を調達したい。
- 事例2: VCからの出資ばかりに頼っては、VCの株式数のシェアが高くなり、経営の関与度合が高まる。経営権を維持するためにも、日本公庫からも資金を調達したい。
- 事例3: 他社での経営実績を買われ、当社の代表取締役を務めているが、当社の株式を保有していないため、借入にあたって、連帯保証人になることに抵抗がある。公庫の資本性ローンであれば、無担保・無保証人であるため、安心して利用できる。
- 事例4: 今後、銀行からの融資も考えている。創業時の赤字による資本毀損を日本公庫の資本性ローンによりカバーし、民間金融機関からの支援に繋げたい。
- 事例5: クラウドファンディングにより試作品の開発資金を調達し、製品ニーズのマーケティングを実施した。相応のニーズが見込まれることから、量産化に向けた資金として資本性ローンを利用したい。